

第2回定例議会一般質問と答弁の概要（2011.6.10）

20番議員、日本共産党の金子卓です。一般質問を一問一答方式でおこないます。未曾有の大災害から3カ月が経過し、被災者と国民に、国がどのような役割と責任を果たすのかが問われています。日本共産党は、菅首相にたいして、3月31日に被災者支援・復興、原子力・エネルギー政策の転換を求める「東日本大震災にあたっての提言」をおこない、5月17日には、震災復興への希望がもてる施策、原発からの撤退を求める「大震災・原発災害にあたっての第2次提言」をおこないました。

しかし、被災者救援でも、復旧・復興でも、被災地の実態は先の見えない困難が山積しており、政府の取り組みの抜本的な改善・強化が必要です。原発危機の収束にあらゆる力を傾注するとともに、一人ひとりの被災者が明日への希望と展望を持てるような政治の責任ある姿勢をただちに打ち出すことを強く求めまして、一般質問を始めます。

1、地震災害対策と被災者支援・災害復旧について

(1) 地震災害対策

①被災家屋・被災者の把握、災害弱者への対応

質問は、地震災害と被災者支援・災害復旧についてです。初めに常陸大宮市の地震災害対策について6項目を具体的に質問します。

1番目は、被災家屋・被災者の把握、災害弱者への初期対応です。市は3月11日午後3時12分、市防災計画にもとづき「災害対策本部」を設置し、被害調査を実施、大宮地域は8班を編成し調査、大宮地域以外は総合支所ごとに調査。翌日12日に2回目の被害調査を実施。住家被害については、全壊2棟、2世帯、5人、半壊16棟、15世帯、40人、一部損壊1,053棟、963世帯、2,613人と県に報告されています。質問いたしますが、この調査結果はどのように整理されたのでしょうか。り災台帳のようなものを作成したのでしょうか。お聞かせください。

次に、災害弱者と言われている、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯などの安否確認はどのようにしたのでしょうか。お聞かせください。

〈市民部長答弁〉 被災家屋ですが、6月3日現在でり災証明発行件数は、全壊が61件うち住家11件、大規模半壊が10件、半壊が90件うち住家が58件、一部損壊3,376件うち住家が2,917件です。今回の災害では、各地区の区長を初め民生委員、消防団員等の多くの方々の協力をいただき、要支援者名簿を活用しながら高齢者等の安全確認をおこないました。

〈再質問〉 3月11日の直後の初期対応についてお聞きします。この調査結果をどのように整理したのでしょうか。

〈市民部長再答弁〉 議員の質問の中にありましたように大宮地区については8班を編成し、各総合支所ごとに調査をおこない、対策本部に報告し、まとめたものです。

〈再々質問〉 私が聞いているのは、その調査結果をどのように整理したかということです。被害調査結果は、協力いただいた区長さんに報告したのでしょうか。また、災害要援護者の安否確認結果も、民生委員の方に報告したのでしょうか。

〈市民部長再々答弁〉 被害の状況の差ですが、職員の目視でやっていますので、今回のり災証明の基準との差はあります。それと、民生委員の方々が各要援護者のところに行って、様子を見ていただいたということです。

〈金子〉 これ以上質問できないので次に移りますが、私の質問にまるつきり答えていません。区長さん等、協力していただいた方々に結果を報告したかどうかという質問です

②被災家屋応急危険度判定の実施

2番目は、被災家屋応急危険度判定の実施についてです。応急危険度判定は、地震直後、余震などによる被災建築物の倒壊、部材の落下などから生ずる2次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいて良いか、避難すべきかを応急的に判定するために市町村がおこなう調査で、市町村が主体となりおこなわれるもので、市町村災害対策本部の判断により実施されます。

当市において、応急危険度判定は公共施設については実施したことの報告がありましたが、被災した一般住宅の実施について、市内の応急危険度判定士の方から協力申し出の電話があったとも聞いていますが、災害対策本部としてどのような方針であったのか質問します。

〈市民部長答弁〉 3月17日から31日までの6日間、延べ15人の協力を得て191件の応急危険度を判定しました。そのうち民間のものについては12件です。電話等で紹介があり、残っていたものについては4月4日から6日までの3日間、被災者相談窓口を開設して53件の相談を受けています。応急危険度判定は、県より茨城県建築士会を紹介され、調査を依頼しました。

〈再質問〉 日本建築学会のおこなった茨城県内の「震災被害調査速報」を見ますと、3月17日から19日にかけて公共施設の応急危険度判定といっしょに申請のあった一般住宅を対象にした。3月28日から30日にかけて市単独で追加調査したとありました。実施することを、どのように被災世帯に周知したのかお聞きします。

〈市民部長再答弁〉 住民からの電話での相談に応じてやりました。

〈再々質問〉 市が主体的にとりおこなうものであるにもかかわらず、申請・相談があったものしかやっていないというのは問題です。最新の住家被害情報は、全壊11棟、大規模半壊10棟、半壊58棟と報告されていますが、これらの建物の危険度判定はすべておこなったのでしょうか。全壊10棟の中には現在、人が住んでいる住宅があるのでしょうか、実情をお聞かせください。

〈市民部長再々答弁〉 1軒1軒を、この家が全壊だということで調査をしていないので、そのところはわかりませんが、ほぼ調査されているのではないかと考えています。

〈金子〉 住宅の調査結果については、数だけでなく、人で整理すべきであると私は考えています。今の答弁は納得できません。次に移ります。

③市議会全員協議会の開催、市議会への情報提供

3番目は、市議会全員協議会の開催、市議会への情報提供についてです。当市は、今回の震災に関して議会への報告等は、市長招集の「市議会全員協議会」でなく、議長招集の「市議会議員協議会」で対応しました。市長と議長でどのような相談の結果と聞きましたが、その結果、市長は議員の前に姿を見せず、市民の声を届ける議員の意見を直接聞くことをしませんでした。なぜ、市民の代表である議会に対して、このような対応をしたのか改めて質問します。

次に、議会への情報提供です。市地域防災計画では事務分掌表に「市議会への情報提供」が明記されています。比較となりますが、那珂市では毎回の「災害対策本部会議」の会議録が各議員にFaxで送られてきました。手元にそのコピーがありますが、3月23日午後4時からおこなわれた第32回災害対策本部会議の会議録はA4版3頁、翌日24日午前8時からおこなわれた第33回災害本部会議の会議録は4頁です。

なぜ、会議録を議員に送り、震災対応情報を共有化しようとしなかったのか、お聞かせください。

〈市長答弁〉 今回の市議会定例会までの間に議員全員協議会そして議員協議会と開いてきましたが、これはすべて議会側と打合せして、どちらを召集側にするか決めていきます。なお、防災会議の議事録等については、まだきちんと整理されていません。必ずこの検証を必要としますので、その時までにはきちんとした

議事録を、まだ災害対策本部を解散していませんので、ご理解ください。

(金子) 今回の震災対応で「市長の顔が見えない」と指摘する声を多く聞きましたが、市長の議会への対応は間違いと考えるものです。議会への情報提供ですが、後から、議長と副議長が災害対策本部会議にオブザーバーとして出席していたことを知りました。議長にも責任があります。1番目の質問で、区長等へ報告をしなかった事を指摘しましたが、この問題は、災害対策本部としてしっかり検証すべきものと考えます。次に移ります。

④市民への情報提供(広報、ホームページ、防災無線)

4番目は、市民への情報提供です。最初は「広報・常陸大宮」の発行です。市民への震災情報や被災者支援情報提供媒体であるにもかかわらず、3月25日発行の「お知らせ版」は休刊としてしまいました。常陸太田市では25日発行を予定していた「お知らせ版」を休止したものの、前日の24日付で「お知らせ版・号外」を新聞折込で市民に届けました。那珂市は自前で印刷した「広報なか[お知らせ版]」を3月14日と23日に配達地域指定ゆうメールで市民で郵送しています。市民は正確な情報を切望していました。なぜ、このような対応をしたのか質問します。

次に、市のホームページについてです。この問題は多言は必要ないと思います。常陸大宮市のホームページは今回の震災に対して情報量が余りにも少なすぎました。これでは、何のために多額のお金をかけて「地域情報通信基盤、ブロードバンド」を整備したのかわかりません。なぜ、このような状況なのでしょう。

次に、市の防災無線についてです。この問題を取りあげるきっかけとなったのが、3月24日の放送です。水道水の放射能汚染が大きな問題になっていた時期です。市内の水道水の検査結果の放送ですが、結果として午前11時20分と11時50分の2回だけの放送でした。私は、当時の部長に、「仕事で家にいない人のために夜も放送してください」と頼みました。しかし、放送されませんでした。それで、市防災行政無線局(固定系)運用細則第6条に規定する「放送依頼書」または準じたものを開示請求しました。驚いたことに「放送依頼書」の様式にのっとり放送依頼されたものはごくわずかですし、決済欄に印鑑がありません。決められた様式を使っていないものは決済欄そのものがありません。決裁行為がおこなわれていないと感じています。誰の責任で放送したのか明確になっていません。このようなことがあるのでしょうか。答弁を求めます。

また、防災無線中継局の電源についてですが、バッテリーが持たずに使えなくなってしまうことが後でわかりました。非常用の電源確保がされていなかったわけです。中継局のバッテリーが1日しか持たないことがわかっていたのでしょうか。仕様書に書いてなかったのでしょうか。答弁を求めます。

〈市民部長答弁〉 委託している印刷業者が被災し、機器の点検修理、電力供給や物流の混乱などから、3月25日発行の「広報・常陸大宮」は送らざるを得ず、4月11日発行に変更することとなりました。また、「お知らせ版」も同様の理由で3月25日号を休刊とし、4月11日号で災害関連情報をお知らせしています。

ホームページですが、迅速にお知らせしなければならない情報については、ホームページやNHK水戸放送局の地上デジタル放送における災害情報テロップ表示、また防災無線を活用してお知らせしました。ホームページは停電が一部復旧し始めた3月14日から災害情報として給水情報や炊き出し、学校の休校、市民バスやごみ収集などの対応状況を掲載しました。今後は、ホームページの利用者も年々増加しており、ますます重要な広報媒体となっていくものと考えていますので、より見やすい画面構成に心がけるようにいたします。

防災無線については、震災に関する放送を3月に83回、4月に25回、5月に4回おこなっています。決裁等のない放送依頼書ですが、これについては対策本部として緊急な放送であればそれらを要請することができるになっています。防災無線の仕様書ですが、ただいまのところ見つかっていませんので、今後

確認していきたいと思っています。

（再質問） 当市は、緊急に市民に知らせるべき情報なのにもかかわらず、先ほど答弁があったように、従来の常会回覧の方法で配布しました。6月1日現在の市の総世帯数は17,142世帯、今年4月1日現在の「広報」等の配布数は13,528世帯です。単純計算で80%ほどの世帯にしか届いていません。昨年12月8日、新聞に折り込んだ県議選の選挙公報の配布数は17,400です。緊急に知らせるべき情報の配布方法は工夫すべきです。答弁を求めます。

防災無線中継局のバッテリー電源ですが、過去の新潟中越沖地震の時にも、このバッテリーが長く持たないことが指摘されていました。バッテリーを延命する放送の仕方、たとえば、中継局のスピーカーで外部放送はせずに、戸別受信機だけの放送にするなど、工夫すべきだったのではないのでしょうか。そのためにも、防災無線放送の管理は大事なことと思います。先ほど、緊急なものは放送依頼書なしでもできるということですが、開示されたものを見ますと、本当に誰が最終的に責任を負ったのかわからない状況です。先ほど指摘した放送時間（水道水検査結果の放送）も、その結果おきているのだと思います。それについて何の答弁もありません。再答弁で答弁してもらえればと思います。

〈市民部長再答弁〉 新聞折込ですが、あくまでも地域のコミュニティを市長は大事にしたいと考えています。その観点から、本市としては新聞折込でなく配布をお願いしたということです。それと、防災無線を昼間しかやらなかったということですが、これらについてはよく検証していきたいと思っています。

（金子） 広報の配布方法ですが、常陸太田市では両方やっています。中身も同じ内容の支援策を、いろいろな形で紹介しています。緊急時期ですので、配布方法は工夫すべきです。先ほどの答弁は納得できません。次に移ります。

⑤給水箇所と給水基準、井戸の活用

5番目は飲料水等の給水箇所と給水基準です。飲料水の配給場所として、常陸大宮市役所駐車場、山方総合支所駐車場ほか3箇所、美和総合支所駐車場、緒川総合支所駐車場、御前山総合支所駐車場と聞いていますが、なぜ山方地域だけが山方総合支所駐車場ほか3箇所なのかお聞かせください。給水基準ですが、1人2リットルということがずっと防災無線で放送されていましたが、なぜ2リットルなのか給水基準を説明してください。

また、災害時の井戸の活用についてどのように認識しているのか合わせてお聞きします。

〈市民部長答弁〉 山方地域での3カ所の給水がなぜできたのかということですが、山方地域の浄水場である家和楽、小貫においては自家発電の設備があり、給水ができたということで3カ所できたということです。給水基準ですが、災害の状況が非常に大きく復旧に長時間要する予測により、各配水池の残量等を考慮した中で、当初において各家庭2リットルの支給をおこないました。その後、自衛隊の協力で水の確保ができたため、給水量の緩和をおこないました。それから、井戸の活用ですが、災害が発生し水道水の給水が停止したとき、十分に活用する必要があると認識しています。

（再質問） 給水基準の2リットルですが、自衛隊の給水が始まっても、やはり2リットルということが防災無線で放送が続けられたと聞きました。なぜ、自衛隊駐屯基地から飲料水を持ってきたわけですから、そこでこの数字を変更できたと思いますけれど、即座な変更がなぜできなかったのか。2リットルではどうしようもないという声が多く聞かれました。その辺の実情について再答弁を求めます。

〈市民部長再答弁〉 自衛隊の給水車ですが、給水が空になると勝田の自衛隊基地まで取りに行くという方法ですので、緩和できるほどの量ではないと判断したと思われる。

（金子） ほかの市町村の状況をみまると、2リットルというところはなかったように思います。ぜひこれも

検証のひとつとしてほしいと思います。

⑥地震災害対策の検証

最後は、地震災害対策の検証です。当市の今回の災害対策・対応に関しては、今、質問した問題のほか、内外から多く指摘されています。まだ災害対策本部は市長が述べたように解散していませんが、当然、検証も始まっていることと思います。時間がたてば亡失してしまうこともあります。どの部署で検証をおこなっているのか。まだおこなっていないのか。今後どのようにおこなうのか質問します。

〈市長答弁〉 めどがついたら必ず検証はしなければなりません。すでにそれを意識して復旧に当たっています。同時に防災計画の見直しも必要です。

〈再質問〉 検証は大事なことと考えます。地域防災計画の見直しをする際にもきちんと検証しなければ見直しできないと思います。この見直しは同時平行でおこなうべきと考えます。また、市民部でなくほかの部署で客観的な検証をすべきだと考えます。今、市長が検証も完全でないがという言い方をしていましたけれど、実際、検証がやられているのか、やられていないのか、どの部署でやられているのか、やろうとしているのか、明確な答弁を求めます。

〈市長再答弁〉 特に部署を設けているわけではありません。本庁・総合支所、市民部、またそれぞれの部でこの検証をやりながら復旧・復興に努めているところです。

〈金子〉 先ほど述べましたけれど、全体的な検証は、復旧をしながらそれぞれの部ではなく、独立したところできちんと検証する必要があると私は考えます。次に移ります。

(2) 被災者支援

①災害ごみ仮置き場の期限延長

次は、被災者支援についてです。質問の多くは日本共産党市議団が提出した3月15日の第1次から5月8日の第8次までの「被災者支援・災害復旧に関する要請書」の内容です。財源については、国・県に要求するとともに、当然始まっていると思いますが、今年度の事業の中で、不要不急のもの、また後年度にまわせるものなど、当初予算の精査を求めて質問に入ります。1番目は、災害ごみ仮置き場の期限延長です。これは地震で住宅等が被災した多くの方の共通の願いです。

期限となった4月末日までの持ち込み受付数は、個人が2,982件、業者が1,199件でした。この業者持ち込みの中には、今回の地震により落下したり割れ落ちたものばかりでなく、解体や建て替え、屋根瓦の葺き替え工事などで出た産廃も、災害ごみとして含まれることは当然のことです。市町村が復旧で必要と認めた解体などは災害ごみとして、国の補助金対象と認めます。これからの塀や屋根瓦など復旧する方は、資金の裏付けや業者の都合でできない方であり、弱い立場の人です。その人が、高い産廃処分料金を負担しなければならないのは矛盾です。ぜひ、市民にあたたかな被災者支援のひとつとして仮置き場受け入れ期限延長を求めるものです。いかがでしょうか。

〈市民部長答弁〉 仮置き場については3月20日から4月19日までの1ヵ月を予定しましたが、かたづけが終わらないとの要望があり、4月28日まで延長しました。初期の目的である生活環境の保全が達成できたと思いますので終了させていただきました。

〈再質問〉 小場区との約束があったのであれば、新たな場所を確保すればよいことです。先ほど述べましたように質問を聞いていない答弁ですが、多くの市民、これからの人は新しい仮置き場を要望しています。国においても、市町村の判断により国の補助対象になることになっています。ぜひ、私の言った質問の趣旨を理解していただきまして、毎日でなくていいと思います。よく検討していただきたいと思うわけです。市長の答弁を求めます。

〈副市長答弁〉処分に要する多額の経費がかかっています。あれもかれもということでない対応も必要かと思えます。

(金子) 市民の強い要求でもあります。市民にあたたかい被災者支援のひとつとして、仮置き場受け入れ期限延長を強く求めまして次に移ります。

②住宅等の修繕助成施策と住宅リフォーム資金補助事業

2番目は、住宅修繕助成施策と住宅リフォーム資金補助事業についてです。大震災から3ヶ月がすぎ、住宅の再建・修繕が進んでいます。6月3日現在のり災証明発行件数は全壊11棟、大規模半壊11棟、半壊58棟、一部損壊2,917棟ですが、現在の被災者生活支援制度は、全壊で最高300万円の支給です。しかも、原則、全壊と大規模半壊にしか適用されません。私たち日本共産党は、支給額の増額とともに半壊、一部損壊の住宅にも適用するよう求めています。また、現在の国の制度が適用しない被災者を支援する茨城県独自の制度をつくるよう県知事に要請しています。

県内自治体でも独自の住宅等修繕助成制度をつくる自治体ができ、日立市は4月1日から受付を開始しています。常陸太田市は県内でも一番助成率が高く、20万円の限度で修繕費の3分の1を助成する制度を4月15日に施行し、23年度2億円、24年度2億円、合わせて4億円の予算を当てています。高萩市では今年度実施する予定だった住宅リフォーム助成制度を来年からに後送りし、新たな住宅修繕助成制度をつくりました。当市は2ヶ月たってやっと2万円見舞金です。常陸太田市や日立・高萩市のような修繕助成制度を求めるものです。答弁を求めます。

当市は、23年度から実施するとして「住宅リフォーム資金補助事業」の詳細がまだ明らかにしていません。当市の住宅リフォーム資金補助事業はいつから実施するのでしょうか。震災の修繕も対象とするのでしょうか。予算も当初予算の500万円のままなのでしょうか。答弁を求めます。

〈経済建設部長答弁〉 災害見舞金の支給に関する臨時特例規則の制定等もありますので、独自の修繕に対する施策は考えていません。住宅リフォーム制度は、23年度当初予算で地域経済対策ということで予算計上しましたが、震災が発生した関係で、現在まだ実施にいたっていません。ある程度状況が落ち着いた中で、市民あるいは業者の方に制度を周知しまして、実施していきたいと考えています。予算額については当初500万円ですが、実施状況を見ながら不足するようであれば補正も考えていきます。なお、災害の補修のリフォームは含めないということで制度を進めていきたいと考えています。

(再質問) 当市の住宅リフォーム資金補助事業ですが、リフォームより震災復旧の住宅修繕が優先されるべきです。補助事業の財源としている「社会資本整備総合交付金の活用について」との文書が6月7日付で県土木部都市局住宅課から市町村住宅施策担当課あてに通知されており、この交付金が震災を受けた住宅の修繕に活用できることになりました。23年度配分額の中で、住宅修繕事業に回せるものがないかどうか、再精査すべきではないでしょうか。22年度は国の補正で交付金そのものが増額されました。今年度の交付金の増額を国に求めてほしいと考えます。いかがでしょうか。市長の答弁を求めます。

〈経済建設部長再答弁〉 住宅のリフォーム補助制度は、地域経済の活性化が主眼で制度化したものです。住宅の補修という面からみますと重なる部分がありますが、リフォームはあくまで当初の目的にそって実施をしていきたいと考えています。

③災害援護資金に準じる貸付施策

3番目は、災害援護資金に準じる貸付け施策です。震災対策で貸付資金の利率引き下げなど一部改正されましたが、対象は半壊以上の被害を受けた場合です。多くの一部損壊の方から、せめて資金を貸し付け

て欲しいとの声があがっています。災害援護資金に準じる独自の貸付け制度をつくることを求めるものです。答弁を求めます。

〈政策審議監答弁〉 災害資金の貸付は、今回の本会議で貸付利子の緩和等の議決をしてもらいました。そのほかにもさまざまな制度があるので、市独自の制度は考えていません。

④地区集会所の修繕費助成

4番目は、地区集会所の修繕費助成です。地区集会所が被害を受けた地域は、個人の住宅も被害を受けています。その人に、更なる負担をさせるのではなく、今回の震災の被害を受けた地区集会所の修繕費は全額市で負担してはどうでしょうか。答弁を求めます。

〈市民部長答弁〉 下岩瀬農村集落センターなど27施設で屋根や壁などの被害の報告があります。被害施設のなかで梅雨時期に向けて早急に対処しなければならない屋根に被害のあった施設については5月に補正をおこなじやい、それ以外は9月補正を予定しています。これらの補助金ですが、地区集会所施設等整備事業補助金交付要綱によって5分の3以内となっていますので、これを用いていきたいと思っています。そのほかに区に対しては施設の管理運営費や地域活性化支援交付金を支払っているの、これらの活用もお願いしているところです。

(金子) 今回の震災の被害については全額市で修繕費を持つよう、強く要求して次に移ります。

⑤当市に避難された方の把握

5番目の当市に非難された方の把握、これについては割愛をします。

*残り時間の関係で割愛しました。予定していた質問は次のとおりです。

国は、全国に避難されている方の所在地等の情報把握が課題となっているとして、4月25日までに市町村が受付を開始するよう4月15日発表しました。市の対応はどうなっているのでしょうか。市役所玄関に貼り紙していますが、避難されている方の情報の収集方法はどのようにしているのでしょうか。区長さんや民生委員の方に協力を依頼しているのでしょうか。質問します。また、地震直後から、当市に避難されている方を把握し、丁寧な対応をすべきと指摘されていましたが、今まで何らの報告がされていません。どうだったのでしょうか。答弁を求めます。(予定していた再質問) 避難者の受け入れですが、3月19日付「東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用」では、避難所の設置について「民間の旅館」を活用することも記され、応急仮設住宅の供与について「民間賃貸住宅」「空き家の借り上げ」による設置も記されています。当市で避難者を受け入れる際、これらの災害救助法の弾力運用したのか、またしているのかどうか再質問します。

⑥雑損控除の周知徹底

6番目は、雑損控除についてです。太田税務署は管内自治体を会場に、今回の震災で住宅等に損害を受けた方への所得税相談会を実施することになりました。そのお知らせの中で、雑損控除の対象に、住宅・家財のほか、門・塀・車両・墓石が明記されています。私たち日本共産党市議団は、この間、何度も「雑損控除の対象を明確にし、必要書類を市民に周知する」ことを要請してきましたが、これまで明記されませんでした。

税務徴収課によると2010年度分の申告には7,710人の方が市役所・総合支所を訪れました。大部分の方が太田税務署での申告でなく、市役所・総合支所での申告です。今回は年末調整で済んでいた方も雑損控除等の確定申告をおこないます。市民の方が来年の申告がスムーズにおこなわれるように、雑損控除についての丁寧な周知徹底をすべきと考えますが、どのような方針をもっているのでしょうか。質問します。

〈市民部長答弁〉 申告相談については日程を去る5月25日発行の「お知らせ版」に掲載しました。今後は

防災無線で6月20日からの相談日の情報を伝えていきたいと思っています。

(金子) ぜひ大部分の市民が申告する市の税務徴収課が中心となって市民に丁寧な周知等があります。各種の支援については、個人からの申請に基づきおこなわれるので、市民の方々に対し、手続きをされるように「お知らせ版」等で周知をしているところです。

＊残り時間の関係で質問内容を省略しました。予定していた質問は次のとおりです。

残り時間の関係で省略したものです(「被災者の様々な情報を一元的に管理して、事務手続きの簡素化と支援の漏れがないかどうかを把握するため、大学の研究者などの協力で考えられたのが「被災者台帳」で最近の地震災害で効果が確かめられています」これは、3月31日にNHKが放送した「ここに注目!被災者台帳の整備を」の一節です。阪神・淡路大震災を受けた西宮市で実施され、全国に「被災者支援システム」として広がっています。たとえば、このシステムを導入している高崎市の地域防災計画は、「市は、家屋の被害状況の把握およびり災証明を発行するために、全住家を対象に被害調査をおこなう」「家屋の被害調査は、家屋被災台帳にまとめ各税務課窓口にて、り災証明を発行する」となっています。当市とは逆の発想です。

り・被災証明書を発行して、何らかの台帳が整備されていると思いますが、その台帳で被災者の状況、各種支援の状況が一元的に把握できるようになっているのでしょうか。大震災の被災状況を十分に把握し、被災者台帳を整備し、義援金、国の災害支援・県の災害支援・市の災害支援、税金・料金などの減免や免除・徴収猶予等々、被災者の申請待ちでなく、市行政として被災者台帳に基づいて積極的・総合的に支援することを求めるものです。

(金子) その申請主義をやめていただいて、積極的な被災者支援・行政をおこなうことを強く求めて次に移ります。

(3) 災害復旧

①中学校施設改修計画と震災後の大宮中学校校舎

次は災害復旧についてです。中学校施設改修計画と震災後の大宮中学校校舎ですが、先ほど質問がありました。1件だけお聞きします。

この大宮中の校舎をどうするのかは、従来の計画にとらわれることなく、震災後の状況で判断すべきと考えます。4月26日におこなった文科省の調査結果が前提での答弁ですが、この調査と従来の改築を念頭においた体力度調査、耐震補強を念頭においた耐震診断との関係を簡潔に説明してください。もうひとつ質問が残っていますので、簡潔な答弁を求めます。

〈教育次長答弁〉 4月26日の大宮中学校の災害復旧に向けての調査は被害度区分判定調査です。全壊、半壊、大破、中破、小破と区分されます。この調査によって復旧工事内容が決まりますが、今回はこの調査チームから指導を受けて県との協議を持って進めるということで、復旧の設計費と工事費を補正したものです。従来の校舎等の整備は昭和56年以前に建築されたものは地震に対する安全性を確保するために、体力度調査、または耐震診断をしなければならない… 【議長:簡潔にお願いします。】 体力度調査は改築を念頭に置いた建物の調査です。この調査により、4,500点を超えたものは補助対象にならないということで、耐震診断となります。

＊残り時間の関係で質問内容を省略しました。予定していた質問は次のとおりです。

次は災害復旧についてです。大宮中学校の校舎をどうするのか、この問題にしぼって質問します。文教福祉常任委員会の閉会中の調査でも大きな問題となりました。教育委員会は、震災で大きな被害を大宮中が受けたのにもかかわらず、「大規模改修」という従来の計画通りに推し進めようとしています。小中学校施設の耐震化優先度調査で、耐震化または改築等をおこなう優先度が高い、優先度ランク①となったのは山方中校舎で、大宮中校舎は①と②でした、どちらの校舎が①なのか明確にはされませんでした。山方中校舎と大宮中校舎は同様の優先度ランクであることが初

めてわかりました。そこに今度の地震です。ご存じのように大宮中は大きな被害を受け、他の学校を使つての分散授業を余儀なくされています。

この大宮中の校舎をどうするのが、従来の計画にとらわれることなく、震災後の耐震診断をきちんとおこない、判断すべきではないでしょうか。答弁を求めます。

2、福祉タクシー事業について

(1) 福祉タクシーの利用範囲

福祉タクシー事業についてです。4月から随分苦情が寄せられています。おおみやコミセンへの利用が断られた、おおみや広域聖苑の利用が断られたと。公の施設にもかかわらず利用を断られた、どこでこのようなことを決めているのか、明確に答えていただきたい。

【議長】 時間が切れました。

〈答弁〉…

＊残り時間の関係で質問内容を省略しました。予定していた質問は次のとおりです。

最後は福祉タクシー事業についてです。4月から福祉タクシーの利用を断られたとの苦情が寄せられています。具体的には、おおみやコミセンへの利用が「生涯学習」との理由で断られた、また、おおみや広域聖苑への利用が断られ、往復6千円かかってしまったとの苦情です。福祉タクシー事業実施規則で利用の範囲は「市内の公の施設を利用するとき」と明記されています。苦情のあったどちらの施設も市の公の施設です。どこでこのような制限をしたのか質問します。答弁を求めます。

また、福祉タクシー事業ですが、保健福祉の向上を目的とするならば、利用範囲を医療機関および公の施設に限ることなく、広げるべきではないかと考えます。合わせて答弁を求めます。